JAPAN HERITAGE
日本遺産

尾道七佛めぐり ×おのなび旅行社 協同企画

第６回　日本遺産の尾道をお坊さんと歩こう

お坊さんと巡る尾道七佛めぐり

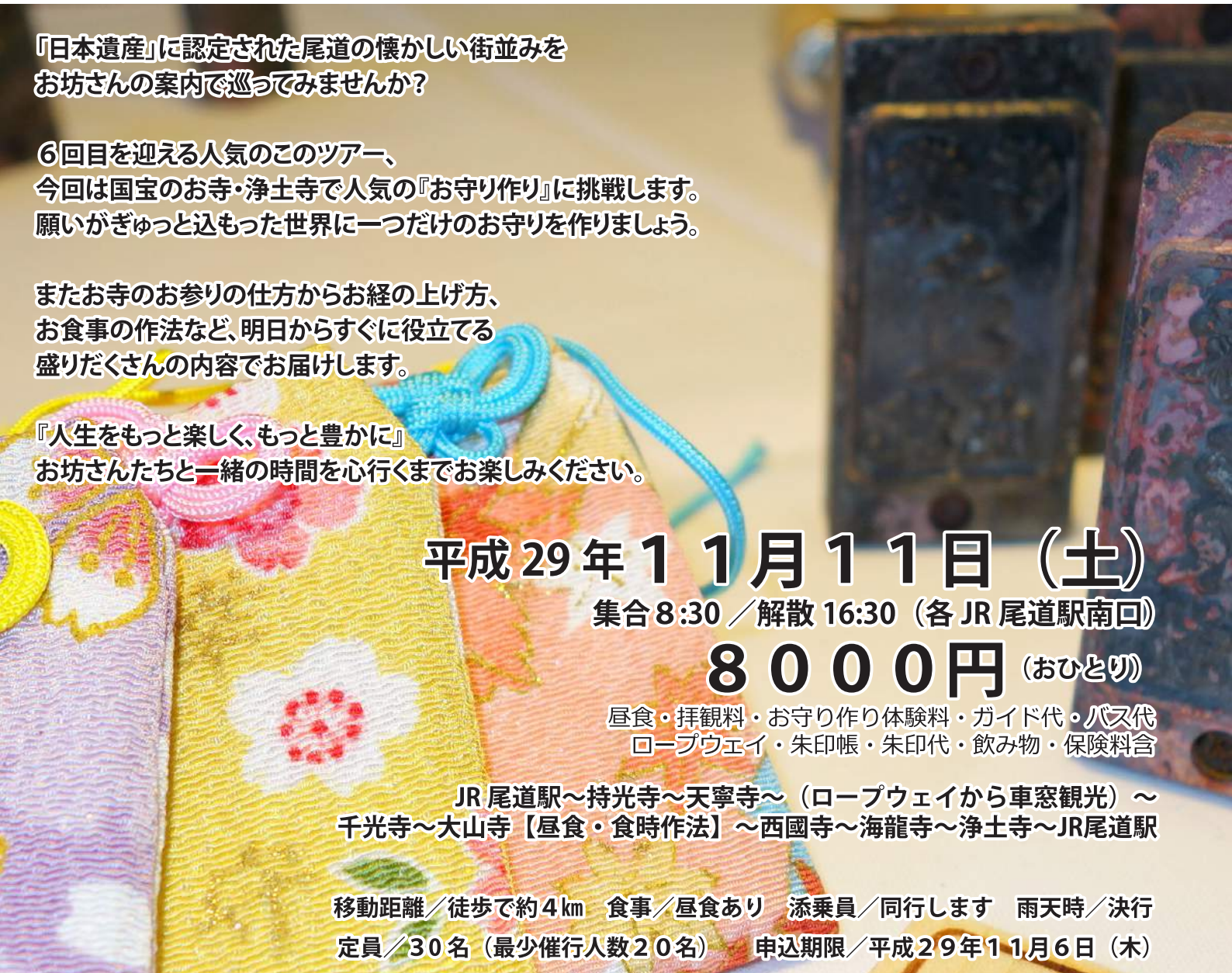

「日本遺産」に認定された尾道の懐かしい街並みを
お坊さんの案内で巡ってみませんか？

６回目を迎える人気のこのツアー、
今回は国宝のお寺・浄土寺で人気の『お守り作り』に挑戦します。
願いがぎゅっと込もった世界に一つだけのお守りを作りましょう。

またお寺のお参りの仕方からお経の上げ方、
お食事の作法など、明日からすぐに役立てる
盛りだくさんの内容でお届けします。

『人生をもっと楽しく、もっと豊かに』
お坊さんたちと一緒の時間を心行くまでお楽しみください。

平成29年１１月１１日（土）

集合８:30／解散 16:30（各 JR 尾道駅南口）

８０００円（おひとり）

昼食・拝観料・お守り作り体験料・ガイド代・バス代
ロープウェイ・朱印帳・朱印代・飲み物・保険料含

JR 尾道駅～持光寺～天寧寺～（ロープウェイから車窓観光）～
千光寺～大山寺【昼食・食時作法】～西國寺～海龍寺～浄土寺～JR尾道駅

移動距離／徒歩で約４㎞　食事／昼食あり　添乗員／同行します　雨天時／決行
定員／３０名（最少催行人数２０名）　申込期限／平成２９年１１月６日（木）

■ご旅行条件（要約）/お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約／この旅行はおのなび旅行社（広島県知事登録旅行業 3-387）（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
●旅行のお申込み及び契約成立／（1）御申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。（2）当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段（以下「電話等」という）による旅行契約の予約のお申し込みを受付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して３日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取扱います。（3）旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立するものとします。（4）お申込金（おひとり様）

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000 円	12,000 円	20,000 円	30,000 円	代金の 20%

●旅行代金のお支払い／旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。
●旅行代金に含まれるもの／旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）
●取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって					
	1)31 日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあたっては 11 日目）	2)30 日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあたっては 10 日目）（3~6 のぞく）	3)7 日目にあたる日以降の解除（4～6 をのぞく）	4）旅行開始日の前日の解除	5）当日の解除（6 をのぞく）	6）旅行開始後の解除または無連絡不参加
取消料	無　料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

各コースに適用適用取消料の明記がある場合は、その取消料を適用します。
※取消料のお申し出はご契約された店の営業時間内にお受けします。
●個人情報の取扱について
（1）当社及び販売店は、旅行申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
（2）当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

●この旅行条件は 2016 年４月１日を基準としております。又、旅行代金は 2016 年４月１日時点で有効な運賃・規則を基準として算出しています。
●国内旅行保険への加入について／より安心してご旅行いただけるためにも、ご旅行中の病気や事故に備えて、国内旅行傷害保険に必ず加入されることをおすすめします。

広島県知事 登録 旅行業第３－３８７号 （一社）全国旅行業協会正会員
一般社団法人尾道観光協会［ おのなび旅行社 ］
国内旅行業務取扱管理者　檀上和伸
実施可能区域・尾道市・福山市・三原市・世羅町・府中市・愛媛県今治市・愛媛県生島町
〒722-0046　広島県尾道市長江二丁目3番3号

ご旅行のお問い合わせ、お申し込みは

国内旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。